

■世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 不適切な執行の再発防止について

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動組織による交付金の不適切受給の事案が発生し、滋賀県として再発防止策を下記のとおり決めました。

【事案の概要】

- ① 構成員の合意形成が全くない組織運営（総会、役員会等の未実施）
- ② 日当の虚偽報告による交付金のプール行為
- ③ 証拠書類の紛失
- ④ 市町の実施状況確認行為、活動組織連絡方法の不備

【再発防止策】

- ・ 総会等と監査の実施確認
全活動組織に対し、本年度の実施状況報告書の提出時より、総会または運営委員会資料の写し（監査報告書を含む）の添付を求める。
- ・ 中間指導等の充実
全活動組織に対し、5年間に必ず1回は中間指導等の機会に複数の役員の出席を求め、総会・監査の実施状況の聞き取りおよび証拠書類の適正な保管について周知徹底を図る。
- ・ 実施状況確認通知の徹底
実施状況確認通知書の発出を確認するため、本年度より市町から全活動組織へ出された通知書の写し（各市町1組織抽出）の提出を求める。
- ・ 研修会の実施
今年度中に、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の県内各支部において会計経理・組織運営に関する研修会を開催する。